

兵庫県明石市教育委員会

・児童生徒人口/総人口	: 25,628人/306,757人
・医療的ケアを必要とする児童生徒数	: 30人
・医療的ケア看護職員数	: 19人

背景・課題

保護者の付添いに対する負担軽減につながるよう、下記の課題に対し、安全な医療的ケアを実施できる基盤を整え更なる体制整備を実施する。

【課題】

- ①医療的ケアに関するガイドラインに、保護者の付添いの必要性について判断材料となるような基準や考え方の具体的な記述がないことから、判断に迷う場面が散見される。
- ②令和7年度より小学校入学前の児童情報の共有、保護者や保育所の看護師から学校看護師へ医療的ケアの引継ぎをすることにより、入学後の保護者の付添い期間の短縮等を図っている。入学前の早い段階から支援が開始できるような体制構築を実施する必要がある。
- ③明石養護学校の通学支援において、通学車両に同乗する看護師が通学時のみの対応のため、児童生徒の個別の状態を把握しにくく、安全性の担保が課題となっており、一部の保護者に付添いを求めている。

取組の概要

① 入学前からの情報共有と医療的ケアの引継ぎ実施の体制整備	入学前からの支援体制整備 ・就学相談の際に医療的ケアに関する書類を提出いただくことで早期からの支援を開始する ・入学前の児童の情報共有（複数回）と保護者等から学校の教職員、看護師へ医療的ケアの引継ぎを実施（令和7年度からの継続）令和7年度の入学者1名、令和8年度の入学者5名に実施
② ガイドラインの見直し	保護者の付添いの判断材料となる考え方を追加記載 ・入学時や校外学習時、人工呼吸器を要する児童生徒を含め、付添いの必要性を判断する際に参考になるような条件を記載 ・ガイドラインに就学前からの支援体制についての内容を追加
③ 看護師への研修実施体制の構築	看護師研修の実施 ・初めて学校で勤務する看護師に対し、着任前に指導的立場の看護師より研修を実施 ・市内で勤務する看護師への看護師研修会の開催（年2回） ・通学車両に同乗する派遣看護師への研修会の開催（年3回）
④ 指導的な立場となる看護師の配置（通学車両）	学校と通学車両を繋ぐ指導的な立場となる看護師の配置（通学車両） ・通学車両に同乗する看護師への相談支援の実施 ・通学車両における保護者の付添い状況についての実態把握と分析 ・明石養護学校で勤務する看護師の業務の整理と勤務体制の変更



入学前からの情報共有と医療的ケアの引継ぎ実施の体制整備

本年度の取組及び内容

- 就学相談の機会を活用し、早期からの支援を開始（令和7年度から開始）
医療的ケアを要する児童生徒は就学相談時に医療的ケアに関する書類を提出するよう周知。
入学前からの支援を実施するため、個人情報に関係者で共有することを保護者に承諾を得る。
- 入学前からの児童の情報共有と医療的ケアの引継ぎの実施（令和6年度から継続）
児童生徒、保護者、学校、学童保育、看護師等関係者を含めて、入学前に複数回、情報共有や医療的ケア実施体制について協議の場を設け、医療的ケア看護職員が、入学前に保護者または保育所等の看護師から、医療的ケアの引継ぎを実施（令和7年度：1名、令和8年度：5名）

次年度へ向けて

- 入学後の保護者付添いおよび医療的ケアの実施状況、教職員や保護者の意見などから、入学前からの早期支援のありかたについて、これまでの約2年間を総合的に評価する。市内の小中学校および明石養護学校それぞれで評価を行う。
学校の特徴や体制に合ったよりよい支援体制に繋げるために、医療的ケア連絡協議会を中心として検討を実施する。



ガイドライン等の策定・見直し

策定/見直しの趣旨

- ①保護者付添いの必要性を判断するための具体的な記述がなく、判断に迷うという意見が聞かれていたため、内容を見直した。
- ②小学校入学前からの支援体制を新たに整備したため、その内容を追加。

Before

- ①教職員、看護師、保護者で、協議し、個別に保護者付添いの必要性を判断するということが簡素に記載されているのみで、参考になるような内容が何も記載されていなかった。
- ②小学校入学前からの支援は新たな取組みであり、記述がなかった。

After

- ①以下のような内容について、保護者、教職員、看護師で調整、確認・共有をすることで保護者の付添いを検討するように内容に含めた。
 - ・日々または季節ごとの児童の健康状態の変化
 - ・医療的ケアを実施するタイミングについて（授業等との兼合い）
 - ・校内における医療的ケアの実施方法・環境について（マニュアルの作成）
 - ・医療的ケアの実施の際及び実施後の観察点、注意点
 - ・緊急時対応について（想定される緊急事態、連絡先）
- ②就学相談の機会を利用した、小学校入学前からの支援について、その内容とおおよその時期を表にしてまとめたものを資料として含めた。



研修実施体制の構築

趣旨

令和7年度より学校看護師及び通学車両に同乗する派遣看護師への研修を実施している。特に、学校や通学車両で新たに勤務する看護師への研修を実施し、学校での勤務や役割に戸惑いを感じて離職する事態を避け、保護者の負担が発生しない体制づくりを実施している。

本年度の取組及び内容

○学校看護師への研修

- ・市内の小中学校で勤務する看護師に対し、看護師同士の交流や情報交換等を含めた看護師研修を年2回開催。学校における医療的ケアの動向や保護者負担の軽減など注目されているトピックについても周知し、新たな知見が得られるような内容としている。
- ・新たに学校で勤務を始める看護師については、着任前に、学校組織や学校における医療的ケアについて理解を促した上で実際の業務に従事できるように、教育委員会に配置した看護師が研修を実施。研修については、文部科学省医療的ケアの動画「学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム」「学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用）」等を参考にし、具体例等を含めたものとしている。

○通学車両に同乗する看護師への研修

- ・令和7年度は年3回の研修を実施。緊急体制訓練1回、児童・生徒の医療的ケアや通学車両内でのてんかん発作時の対応について、情報共有を実施した。

次年度へ向けて

- ・研修内容のブラッシュアップを行う。
- ・市内の学校で勤務する看護師に対する研修では、看護師が希望する内容を把握し、研修に反映する。





指導的な立場となる看護師の配置（通学車両）

通学支援の概要

（※通学支援事業は令和5年度より開始している）

明石養護学校の児童生徒のうち、希望する全員が通学車両を利用して登下校をしている。

令和7年度の利用人数：40名 車両数：12台
（うち通学車両内で医療的ケアを要する児童生徒：12名）
派遣看護師数：1日あたり延べ10～12名程度
通学車両の運行は外部委託、同乗する看護師は委託業者からの派遣

本年度の取組及び内容

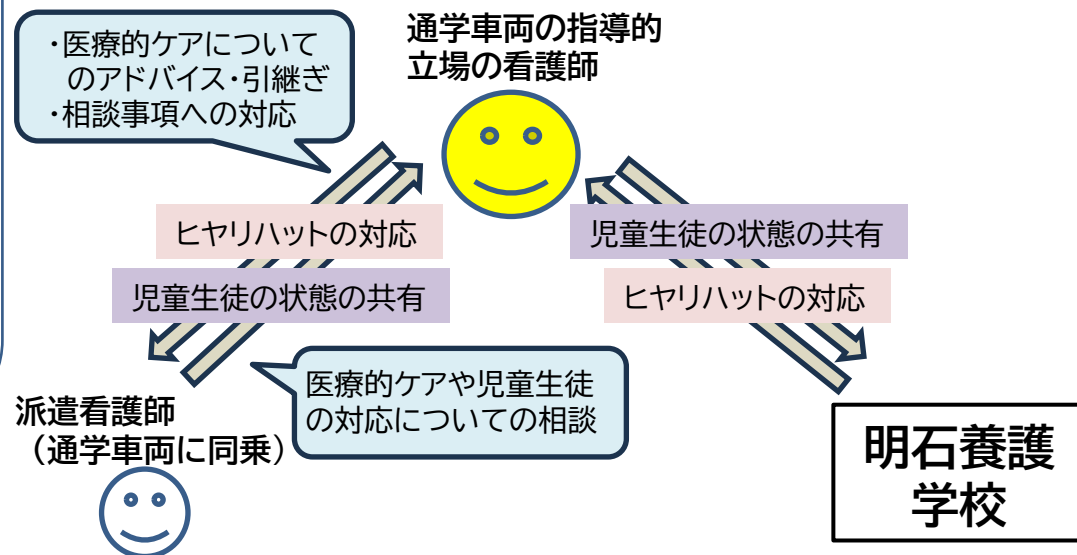
○ 通学車両に同乗する看護師への指導及び相談等支援を実施する指導的な立場となる看護師の配置（令和6年度からの継続）

- ・非常勤看護師1名を配置（明石養護学校との兼務）週2～3日程度通学車両に同乗する。
- ・通学車両に同乗する派遣看護師に対する医療的ケアの引継ぎや困り事等に対応し、児童生徒の安全な登下校のために、通学車両と学校の相互の情報共有と運行に係る調整を促す役割を担う。
- ・児童の体調や医療ケアの内容に大きな変更があった場合や、初めて通学車両で勤務する場合に医療的ケア等について引継ぎを行う。
（看護師等からの相談件数20件 令和7年度ヒヤリハット事例3件/アクシデントなし）

○ 通学車両における保護者の付添いの解消に向けた状況分析と看護師体制の変更

- ・人工呼吸器を装着している児童の保護者の付添いが発生している状況であり、実態把握及び分析の結果、以下の要因が明らかになった。
 - ★本市では、通学車両に同乗する看護師と学校内で対応する看護師が別であり、登校時に引継ぎが必要となることが想定されるが、登校後すぐの時間帯（8:40～9:00頃）について、学校看護師が対応できない勤務体制になっていること
 - ★通学車両に同乗する看護師が派遣看護師であり、日々担当も変更となるため、人工呼吸器を装着した児童生徒の個別性や状態に合わせた医療的ケアを習得することが困難である
- ⇒第1段階として、登校後すぐの学校での医療的ケアの実施体制についても見直し、登校後速やかに学校看護師が対応可能な体制に変更

実施のスキーム



トピック

就学相談の機会を活用した就学前からの早期支援体制の整備

- 医療的ケアを要する児童について、就学相談の際に医療的ケアの調査用紙を提出いただき、保護者から関係者間の情報共有の同意を得ることで、早期からの支援を可能とした。（令和7年度入学者より開始）
 - ・ 入学前に児童と保護者、学校、学童保育等を含めた関係各所と、児童の状態や医療的ケアの実施状況の情報を共有した
 - ・ 就学前施設に出向き、看護師が医療的ケアの引継ぎを受けるための体制を整えた
（令和7年度の入学者1名については支援体制の構築と並行して実施、令和8年度入学者は5名に実施）
（保護者からの声）
 - ・ 入学前から医療的ケアの引継ぎが行われると、付添いが短くなり仕事に影響がなくありがたい
（看護師からの声）
 - ・ 入学前から引継ぎをすることで、新しい年度が始まる際の忙しさの中で慌てなくても良い

成果と今後の展望

今年度の成果



- ・ 通学時の保護者付添いを解消するための第1段階として、登校後速やかに学校看護師が引継ぎを受ける体制を確立
- ・ 就学相談の機会を活用した入学前からの早期支援体制を整備。保護者の就業状況への影響を減らすことに繋がったとの声も聞かれた
- ・ 看護師の新たな知見の獲得や、知識のブラッシュアップを図るため、着任前から着任後の継続した研修体制を構築

今後の展望



- ・ 通学時の呼吸器装着児童の保護者の付添いの解消に向けて、通学車両内の看護師体制を整備する
（学校内の医療的ケア看護職員の同乗に向けて検討を開始する）
- ・ 入学前からの早期支援の継続